



申告と納税はお早めに!

税 目	申告・納付期限	振替納税の口座振替日
所 得 税	3月15日(火)	4月22日(金)
個人事業者の消費税および 地方消費税	3月31日(木)	4月27日(水)
贈 与 税	3月15日(火)	口座振替は利用できません

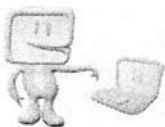
- ☆申告書はご自分で書いて、できるだけ郵送等で提出してください。
- ☆国税庁ホームページにアクセスすることで所得税、贈与税および個人事業者の消費税（地方消費税を含む）の申告書を作成することができます。ぜひご利用ください。
- ☆納期限までに最寄りの金融機関で納付を済ませてください。
- ☆振替納税を利用している方は、確実に残高の確認をしてください。



申告相談会場は「アスティとくしま」

会 場	期 間
アスティとくしま 3階第2特別会議室 (徳島市山城町東浜傍示1)	2月1日(火)～3月15日(火) (土・日・祝日を除く。ただし、2月20日および2月27日の日曜日は確定申告の相談・申告書の受付を行います。)

- ☆受付時間は午前9時から午後4時まで（午後4時以降は受付できません）。
- ☆この期間、徳島税務署庁舎内には、申告相談会場を設けておりません。
- ☆アスティとくしまの駐車場については、有料(1日200円)となりますので、ご理解とご協力をお願いします。



さあ! ネットで申告 イー タックス e-Tax

1 国税庁ホームページから電子申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。

2 最高5,000円の税額控除

平成22年分の確定申告を本人の電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます(平成19年分から平成22年分の間でいずれか1回)。

3 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります)。

4 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています(3週間程度に短縮)。

※24時間いつでも利用可能(所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です)

詳しくは徳島税務署(☎088-622-4131)にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。